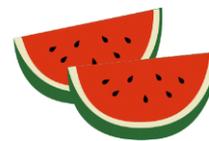


備品の要求について

本年度も夏季休業中を利用して備品点検等を行う学校が多いと思います。不足している備品、壊れて使えない備品などあるかと思えます。備品の購入希望がありましたら、事務職員へ要求書を提出下さい。来年度に突然希望されても購入できません。学年や教科担当で相談し来年度になつて困らないように要望して下さい。そして、必要となる備品の精選もお願いいたします。

その他の予算要求について・・・市職員の旅費、修繕や手数料(クリーニングやピアノ調律)など、来年度の学校運営を見据えて要求しています。備品だけでなく、あらゆる視点でご意見をいただけるようご協力をお願いいたします。

意欲向上・元気回復事業について



給与条例第2条第1項各号に定める公立学校職員、再任用(短時間職員を含む)や育児短時間勤務職員、常勤講師が対象です。平成31年度中で3日(再任用短時間、育児短時間勤務職員は2日)取得できます。事前に所属長に「意欲向上・元気回復計画書」を作成し、提出します。他の休暇と違い、年度での取得です。繰越はできません。

記入例

| 期間 | 休暇の種類 | 理由 | 居所及び連絡先 | 職種 氏名 |
|-------------------------------|-------|--------|-------------------------|-------------------|
| 元年8月13日から 元年8月14日まで 2日間 | 特休 | 元気回復休暇 | 〇〇県〇〇市 090-1234-5678 | 教諭 〇〇 〇〇 印 |

互助会員の方へ 『文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設利用補助金』

今年も**12,000円**請求できます。期間内(R2.3)に必要な領収書をつけて互助会へ請求して下さい。請求にあたっては会員本人のフルネームと利用年月日が明記された領収書等が必要です。詳しくは互助会HPなどでご確認ください。(学校事務センターから互助会へ送付できますので、その際は各校の事務職員へ申し出てください。)

※永年会員旅行補助 →通算会員期間25年を経過した時に7万円を上限に補助があります。

※永年会員特別給付金→通算会員期間25年を経過し、その会員期間に結婚祝金、出産見舞金、入学祝金のいずれも受給する資格が生じなかった場合 7万円の給付金があります。

学校事務に関するお問い合わせや相談ごと・・・亀山市学校事務センターまで

専用電話 82-1177 FAX 82-2766

